

# 一般財団法人群馬陸上競技協会細則

## 第1章 組織・役員

### (組織・役員)

第1条 本会には、業務の遂行上、次の役員をおく。男女比率は各50%となるようにする。

- 1) 評議員会を設置する。評議員は4名とする。
- 2) 理事会を設置する。理事会の構成は、代表理事1名、理事11名をおく。
- 3) 当協会内において理事に次のとおり職を割り振るものとする。

会長(代表理事)

副会長

専務理事(理事長)

常務理事(副理事長)

理事"

- 4) 評議員候補、理事候補は選挙で選出する。選挙の方法は別に定める。理事に立候補するものは第1条第3項の役職への立候補とする。
- 5) 評議員の中から、評議員の互選により、評議員議長を決める。
- 6) 評議員、理事は原則無休をするが、会議への出席については、財政状況の許す限り、手当を支給する。
- 7) オブザーバーとして、各大学を代表する者1名、高体連1名、中体連1名、マスターズ1名は、必要があれば理事会に出席することができるが、議決権、発言権を持たない。

### (事務局員)

第2条 会長は必要に応じて事務局員をおくことができる。

- 2 事務局員は若干名とする。(事務局長を含む。)
- 3 事務局員は、財政状況の許す限り有給とする。

### (事務局員の職務)

第3条 事務局員は、本会の事務を処理する。

## 第2章 専門委員会

### (専門委員会)

第4条 本協会の業務遂行のために専門委員会を設置することができる。各委員会の運営に関する規則は別に定める。

## 第3章 加盟団体

### (加盟)

第5条 本協会の加盟団体は、本協会の趣旨に賛同し登録した団体とする。

### (除名)

第6条 理事会は、本協会の加盟団体として不適当と認められた団体については、出席者の3分の2以上の同意を経て、これを除名することができる。

## 第4章 会費等

### (会費等)

第7条 群馬陸協の各会費については以下のとおりとする。ただし、ここに定めた金額の他に日本陸連の登録費が発生する。

- 1) 第10条第1項に定める団体に登録するもので、一般会員は、1名につき1年間3,000円とする。会費は、日本陸連登録費と同時に日本陸連のシステムにより支払う。

- 2) 個人登録会員は、1名につき1年間5,000円とする。19歳以下は1名につき、1年間3,000円とする。会費は、日本陸連登録費と同時に日本陸連のシステムにより支払う。
- 3) 新規審判員の登録料は、審判員グッズを含めて、新規登録時のみ4,000円とする。学生については、2,000円とする。登録料は現金で支払う。
- 4) 学連登録をし群馬県登録を行うもの、高体連・中体連に加入している者、小学生については1名につき、1年間1,500円とする。会費は日本陸連のシステムにより支払う。
- 5) 協力大会の主管については、主管料を請求するものとする。
  - ア) 国際規模の大会については、主催者と協議して決める。
  - イ) 全国規模の大会については、大会開催日数及び準備日数に60万円を乗じた金額を請求する。
  - ウ) 地域規模の大会については、大会開催日数及び準備日数に30万円を乗じた金額を請求する。
  - エ) 県内規模の大会については、大会開催日数及び準備日数に10万円を乗じた金額を請求する。
  - オ) その他特別なことは、主催者と協議して決める。

## 第5章 細則の変更

(細則の変更)

第8条 本規則は、理事会承認を経て変更できる。

## 第6章 スポーツ仲裁

第9条 群馬陸上競技協会の行う決定に対する不服申立ては、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により解決されるものとする。

## 第7章 その他

第10条 この規約に定めるもののほか、会の運営に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、会長が別に定める。